

奈良県告示第六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和三年六月七日倉橋溜池土地改良区の定款の変更を認可した。

令和三年六月十五日

奈良県知事 荒井正吾